

令和8年6月18日

計画相談支援事業所の皆様

川西市福祉部障害福祉課

## 障害福祉サービスの支給申請書等の提出手続きの変更について（重要）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、本市の障害福祉行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、従来、障害福祉サービスの支給申請書等（以下「申請書等」という。）を市から利用者へ郵送しておりましたが、申請書等の提出時期を逸したことにより、受給者証の交付が遅延したり、計画相談支援専門員と市からの情報が混在し、混乱が生じることがございました。

つきましては、申請書等の提出手続きについて、利用者の利便性向上と円滑なサービス利用を目的として、下記のとおり一部変更いたしますので、ご確認いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 更新者リストの送付及び申請書等について

- ・更新月の前月中旬頃に更新者リストを送付

※別紙（申請書類一覧）をご参照のうえ、適宜ご活用ください

- ・申請書等の入手方法は、下記のいずれかになります。

①川西市公式 HP からダウンロード

[https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/fukushi\\_kaigo/syougai/1001068/1024614/1024630.html](https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/fukushi_kaigo/syougai/1001068/1024614/1024630.html)

②事前に当課へご連絡いただき、必要部数を窓口又は更新者リストに同封し郵送

※なお、既に更新者リストをお渡している計画相談支援事業所につきましては、申請書等を同封して、従来どおりの方法でお渡しします。

#### 2. 申請書等の提出について

- ・計画相談支援事業所の皆様の利用者との面談等の機会に、必要な申請書等を持参し、記入支援（記入漏れ・誤りがないか確認）
- ・申請書等は、サービス等利用計画案やモニタリング報告書と併せて、市に提出（郵送または窓口）

#### 3. 今回の変更対象外の手続き

以下の申請手続きについては、今回の変更の対象外とし、従来通り市から利用者へ申請書等を郵送します。

①川西市障害者地域生活支援事業のみの利用者

※ただし、障害福祉サービスも併せてご利用の場合は、本通知の変更が適用されます

②セルフプラン、介護保険ケアプランの利用者

③施設入居者のうち、負担額更新のみが必要な利用者

#### 4. 変更時期

- ・新規・変更申請の場合：令和8年7月1日以降に申請する利用者
  - ・更新申請の場合：令和8年7月末日に期限を迎える利用者
- ※更新には利用者負担に関する事項（負担上限月額・適用期間）も含む

ご不明な点がございましたら、お気軽に下記担当までご連絡ください。

本件に関するお問い合わせ先  
川西市 福祉部障害福祉課  
担当：中山  
電話番号：072-740-1178  
メールアドレス：kawa0149@city.kawanishi.lg.jp